

## 令和8年度野辺地町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻により新生活を開始するための費用を支援することにより、婚姻に伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、地域における少子化対策に資するため、令和8年度予算の範囲内において新婚世帯を対象に野辺地町結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象期間 令和8年4月1日から令和9年2月26日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和8年1月1日以降に婚姻届が受理され、同一の世帯となった夫婦をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦がともに野辺地町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 婚姻届が受理された時点において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (3) 次条の規定により算出した新婚世帯の所得が500万円未満であること。
- (4) 別表に掲げるアからエまでの講座等のうち、いずれかを交付決定年度内に夫婦がともに受講等した世帯であること。
- (5) 過去に野辺地町結婚新生活支援事業による補助金又は他の地方公共団体における同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 野辺地町の町税を滞納していないこと。
- (7) 婚姻後、継続して3年以上野辺地町に居住する意思があること。
- (8) 野辺地町暴力団排除条例(平成23年野辺地町条例第18号)に規定する暴力団員でないこと。

(新婚世帯の所得の算出方法)

第4条 新婚世帯の所得の算出方法は、直近の所得証明書に基づき夫婦の所得を合算するものとする。ただし、貸与型奨学金(公共団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用のうち、補助対象期間内に支払った金額を合算した額とし、補助金の額は1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下である場合には、1世帯当たり60万円を上限とする。

- (1) 住宅取得費用 婚姻を機に、新たに住居を取得するための取得費をいう。婚姻日より前に取得した住宅にあっては、その取得が婚姻日から起算して1年以内であること。

(2) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用並びに門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用は、対象外とする。また、婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、そのリフォームが婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。

(3) 住宅賃借費用 物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。

(4) 引越費用 引越しに係る経費で、引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて令和9年1月29日までに町長に提出するものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の直近の所得証明書
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類の写し
- (5) 新婚世帯全員の住民票
- (6) 住宅手当支給証明書(様式第3号)
- (7) 物件の工事契約書又は売買契約書の写し
- (8) 物件の賃貸借契約書の写し
- (9) 引越しに係る見積書又は領収書
- (10) 講座等受講確認書(様式第4号)
- (11) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付申請が適当であると認めるときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を取り下げるときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金取下書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の変更)

第9条 交付決定者は、申請事項を変更しようとするときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金変更承認申請書(様式第7号)に、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請により変更を承認したときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金変更承認通知書(様式第8号)により、通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象となる支出が完了したときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助

金実績報告書(様式第9号)に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、令和9年2月26日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金確定通知書(様式第10号)(以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による確定の通知を受けたときは、速やかに野辺地町結婚新生活支援事業費補助金請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消・返還命令通知書(様式第12号)により、補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた日から3年を経過する前に町から転出したとき。
- (2) 第8条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (4) この要綱に定める事項及び規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合、前項第1号により返還を求める金額は次の表のとおりとし、前項第2号から第5号については全額返還とする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

| 居住年数     | 返還金額     |
|----------|----------|
| 1年未満     | 補助金の100% |
| 1年以上2年未満 | 補助金の80%  |
| 2年以上3年未満 | 補助金の60%  |

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

| 受講講座等                      | 内容  |
|----------------------------|---|
| ア. ライフデザイン支援講座             | 将来をどう生きる？仕事・結婚・人生を考えるライフデザイン講座（動画視聴）<br><a href="https://www.youtube.com/watch?v=rZFYNjzbz9J8">https://www.youtube.com/watch?v=rZFYNjzbz9J8</a>   |
| イ. プレコンセプションケアに関する講座の受講    | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター<br>「プレコンセプションケア啓発動画 2022」<br><a href="https://www.youtube.com/watch?v=AnKN0JfPgtU&amp;t=3s">https://www.youtube.com/watch?v=AnKN0JfPgtU&amp;t=3s</a><br>（動画視聴）   |
| ウ. 医療機関又は町保健師への妊娠・出産に関する相談 | 医療機関又は町保健師への相談  |
| エ. 共家事・共育て講座の受講            | 共家事：「ドラマ」から読み解く育児と家事シェア<br><a href="https://www.youtube.com/watch?v=BwAf-jnKj30">https://www.youtube.com/watch?v=BwAf-jnKj30</a><br>共育て：共に育てるための夫婦の会話術セミナー<br><a href="https://www.youtube.com/watch?v=C2N206pP8Gk">https://www.youtube.com/watch?v=C2N206pP8Gk</a><br>（動画視聴） |

※上記のいずれかを受講等することが必須である。